

# ARAKUSA

 あらくさ

ささえよう 広げよう みんなの力で—

名古屋法律事務所  
友の会ニュース

2022.8  
No.122

TAKE FREE

## 特集 第40回友の会総会

事件報告

大垣警察市民監視事件  
名張毒ぶどう酒事件

セミナー

インボイス制度の  
中止を求めます！

トピックス 日本遺産～藍染が風にゆれる町～

有松しぼりを  
訪ねて





## 記念講演 ホントに『憲法』かえちゃっていいの？

～「アベ・スガ」去っても変わらない一人ひとりが尊重される社会を求めて～



金井弁護士による司会、水谷弁護士  
の講師紹介に続いて、元文部科学  
事務次官、現代教育行政研究会代表  
の前川喜平さんによる「ホントに『憲  
法』かえちゃっていいの？」アベ・ス  
ガ去っても変わらない一人ひとりが  
尊重される社会を求めて」の記  
念講演が行われました。以下ご講演  
の内容を抜粋でお伝えします。

### ロシアのウクライナ侵攻

ロシアのウクライナ侵攻は、明ら  
かな国連憲章に反する違法行為であ  
るし、国際人道法に反する行為です。  
ウクライナ侵攻に伴い、日本では  
軍拡路線の気運が強まっているが、  
そのようなことをすれば東アジア  
での緊張を高めることとなるので、  
やめるべきです。

### アメリカからの真の独立

岸田首相が、アメリカとの核共有

を行わないと答弁したことは評価で  
きます。しかし、世界において、唯一核  
兵器による被害を経験した日本とし  
ては、アメリカに配慮して核兵器禁止  
条約の制定交渉会議を欠席すべきで  
はなかったし、核兵器禁止条約を締結  
すべきなのに、未だ締結していないこ  
となど、核の問題に対する日本政府の  
姿勢は極めて不十分です。

### 国際社会における「法の支配」

日本は、軍拡競争による力の支配で  
はなく、国連を中心とした世界の平和  
に向けて努力すべきです。ロシアの反  
対により、国連で決議ができないとい  
う、現状の安全保障理事会体制はおか  
しいのです。国連改革が必要です。

### 任命拒否問題

自民党にとって、日本学術会議は、  
目の上のたんこぶのような存在であ  
り、その弱体化をはかったのが任命  
拒否問題です。任命拒否は、学問の自  
由の侵害だけでなく、表現の自由の  
侵害でもあり、日本学術会議法にも  
反する行為でもあります。

### 民主主義の破壊

アベ・スガは、国会でまともに答弁  
しないことで、国民に何も説明せず、  
民主主義に反した政治をしました。

### 特定秘密保

護法、森友学園  
問題が象徴的です。

赤木さんの妻により

起こされた裁判は、国が認  
諾したことにより、証人尋問が  
なされることなく裁判は終了しま  
した。このような異例な対応は、官  
僚のみでできるわけではなく、真実を  
隠すため、岸田首相の指示でなされ  
たに違いないと思います。

### 教科書検定

学校教育は、学問の自由を基盤に  
して行われるべきであった、文科省  
も、一応審議会での議論をふまえ  
て、教科書の検定を行っています。

しかし、自公政権の下で教科書検  
定基準について、政府見解を明記す  
るよう改訂するなど、政治が学校教  
育に介入し、学習指導要領・教科書  
検定が捻じ曲げられているのです。

### 人権侵害行為

家制度を前提にする家族像は、子  
の存在、家長とそれに従属する妻、  
家督相続権を持つている長男とそ  
れ以外を前提とした関係であり、明  
確に憲法24条に反しています。にも  
かわらず、家制度を前提とする教  
育勅語を復活させようとする自公

## ウクライナ特別決議と 募金の報告・お礼

友の会は、4月23日の総会において、今もなお統  
くロシアのウクライナ侵攻に強く抗議し即  
時撤退を求める特別議案を緊急提起し、  
満場の賛成をもって承認されました。

さらに会場で行った募金活動と  
後日行った事務所員の分を合  
わせて、2万1401円を日  
本赤十字社の「ウクライナ  
人道危機救援金」に送  
金しました。ご協力  
ありがとうございました。

政治のた  
くらみは、明  
確な憲法違反  
です。  
……感想……  
ご自身が事務次官  
時代に、教科書検定基  
準の変更に携わった話  
から、ウクライナ侵攻ま  
で、多岐にわたり、ユーモ  
アも交えて有意義かつ楽し  
い時間を過ごすことができ  
ました。貴重なお話しをして  
いただいた前川さんに感謝い  
たします。



弁護士  
小宮 千歩  
こみや ちほ

# 友の会40周年記念

松本カントクにききました!!

## どんな企画内容?

40周年なので、古い写真はかなりある。それをスライド化して映写すればそれなりに。いやいや待って待って、それでは全くつまらない。動画の時代、歴史をたどるだけでなく、今の事務所の生の姿を映像化できないか。「プロフェッショナル」「世界ふれあい街歩き」「サラメシ」(何故か「某放送協会」ばかりですが悪しからず)、など人気番組のパロディーチックに作れば面白いんじゃないの。それは、そんな「ボス」のふとした思いつきから始まった。

## お気に入りポイントは?

弁護士・税理士の「活躍」はメインに違いないが、所員の食事会やティータイム

であるので、「インタビュー」はさておき、弁護士や講師活動などの行事撮影は基本的に「事前にスケジュールを把握せよ。チャンスを逃すな。カメラマンを配置せよ。」が基本。本業が最優先なので、これが結構きつかった。

作期間はなんと10か月。担当スタッフには苦勞をかけた。また、編集をお願いした徳永敦さん(事務局長配偶者)、有り難うございました。  
「ご好評?につき」50周年にはもっとすごいものを作るぞ!」



監督 松本 篤周  
まつもと あつひろ

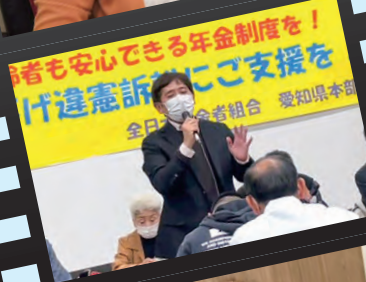
## 40周年 記念動画

## 撮影ポイントは?

一応「(セミ)ドキュメンタリー」

は誰も知らずに。

影編集「地獄」の始まりとそれが撮



風景やラストの各所員の笑顔のショットが意外と癒やされる結果に。

最後のタイトルバックにも「いたずら」が沢山ある(架空の「衣装協力ロゴ」など)ので要注意。

構成、撮影、音楽著作権申請など、編集以外は所員で行った力作で、制



## 友の会 幹事

【三役】  
会長 牧野 浩  
副会長 植村 寛郎  
事務局長 大井 丈二  
石原 愛子

【会計監査】  
木村 美知

【顧問】  
太田 義郎 倉元 孝幸

【幹事】  
飯田 哲也 石原 愛子 伊藤 明 伊藤 良孝 板倉 浩幸  
井上 勲 植村 寛郎 植村 日出男 梅北 政義 大井 丈二  
大西 龍吉 岡田 エツコ 川合 一成 影山 一郎 木村 美知 太田 義郎  
小林 純 最賢 猛 佐竹 康弘 島田 秀年 杉本 恒 久野 賢一 倉元 孝幸  
谷藤 賢治 塚本 時夫 服部 守延 原田 隆 坂野 逸朗 鈴木 孝昌 館 克典  
堀 恵子 牧野 浩 松本 茂満 森 雅欣 森田 茂 藤井 将俊 藤井 将俊

※幹事の小川義廣さんが今期退任されました。今までありがとうございました。 ※幹事の山田紀幸さんが本年4月18日にご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。



# 大垣警察市民監視事件 ～警察の情報提供は「違法」と断罪～



弁護士 樽井 直樹  
た る い な お き

## 【事件概要】

2014年の新聞報道によって、岐阜県警大垣警察署警備課(公安警察)の警察官が、中部電力の子会社(シーテック社)に対し、同社の進める風力発電施設建設に関し、大垣市の住民4人の個人情報を提供し警戒を呼びかけたことが判明。情報提供の対象とされた4名の住民が、公安警察による個人情報の収集、保有、利用、第三者提供は憲法に反するとして、岐阜県(岐阜県警)に対して国家賠償請求を、また岐阜県と国(警察庁)に対して保有している個人情報の抹消を求めた裁判。

## 警察の情報提供の違法性を認める画期的判決

2022年2月21日、岐阜地方裁判所は、大垣警察が住民の情報を提供したことは違法であるとして賠償を認める原告勝訴判決を下しました。「被告岐阜県は、各原告に、金55万円を支払え」。裁判長が判決本文の朗読を終えた後、岐阜地裁の法廷は拍手と歓声に包まれました。

判決は、憲法13条によって「何人も、個人に関する情報を第三者にみだりに提供されない自由」を有するとし、大垣警察が提供した情報は、原告らの私的又はその思想信条にかかわる活動及び事柄に関するもので、個人に関するプライバシー情報であり、そのような情報の第三者提供は「正当な理由」がない限り違法であるとしませんでした。そして、判決は、情報提供に正当な理由があるかどうかについて詳細に検討し、地元住民が開催した風力発電の勉強会が地域社会の公共の安全や秩序の維持に影響を与えるものではなく、その他の原告については何らの関与すらしていな

かったことから、「原告らの活動により公共の安全と秩序の維持に危害が及ぼされる危険性は具体的に生じていなかったばかりか、抽象的にも生じていたとはいえず、情報提供の必要性があったとは認められない」としました。

そして、大垣警察が、思想信条に関連する情報や秘匿性の高い情報を、必要性がないのに、積極的かつ意図的に、かつ複数回にわたり継続的にシーテック社に提供したものであり、「かかる情報提供の具体的な態様が悪質といわざるを得ない」として、原告各人に55万円の損害を認めました。

## 控訴審では情報収集の違法性が焦点に

岐阜県は、裁判の中で、個人の情報収集することや提供したことについて通常の警察業務の一環であると主張して、警察がどのような情報を、いつ、どのように収集し、保管しているかといったことが外部に明らかになれば、今後の情報収集活動自体の遂行が困難になるばかりか、公共の安全と秩序の維持に重大な影響を及ぼすことになる、などと主張して自らの活動の実態を明らかにすることを拒み続けました。これは、「警察の業務」と言いさえすれば、国民全体を犯罪者扱いし、監視の対象とすることも正当化されるといって開き直りです。

判決が、公安警察の開き直りを許さず、情報提供行為について違法と認めたことは大きな意義を持ちます。しかし、そもそも公安警察が市民を敵視し、情報収集を行うこと自体に歯止めをかける必要があります。

その後、原告らと岐阜県は、この判決を不服として3月に控訴し、現在名古屋高裁で控訴審が係属しています。控訴審では、情報収集活動についても違法と認めさせ、警察が保有している原告らの個人情報の抹消を認めさせるように頑張りたいと思います。



判決当日、岐阜地裁で報告をする弁護団(左端が樽井弁護士)



**大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会**  
(略称「もの言う」自由を守る会)


共同代表 稲葉當意 (真宗大谷派信願寺住職-安八郡神戸町-)  
横山文夫 (弁護士・長良橋通り法律事務所所長-岐阜市-)

■ 連絡先  
弁護士法人ぎふコラボ 西濃法律事務所  
〒503-0906 岐阜県大垣市室町2-25  
Tel : 0584-81-5105 Fax : 0584-74-8613  
E-mail : seinolaw☆nifty.com (☆を@に)

■ 会費・カンバ振込先  
《郵便振替》  
記号番号 = 00800-0- 216504  
加入者名 = 「もの言う」自由を守る会

お問い合わせフォームは [ここをクリック](#)

お問い合わせ  



「もの言う」自由を守る会ホームページ  
<https://monoiujiyu-ogaki.jimdofree.com/>



【事件概要】

1961年3月28日夜、三重県名張市葛尾の公民館で、生活改善クラブの総会後の宴会で振る舞われたぶどう酒に混入されていた農薬による中毒により、ぶどう酒を飲んだ女性17名のうち5名が死亡し、12名が入院した事件。

ぶどう酒を会長宅から公民館へ運んだ奥西勝さんが犯人として逮捕された。第一審では無罪だったが、控訴審で逆転有罪死刑判決となる。

勝さんは死刑確定後も無罪を訴えていたが、2015年に獄中死したため、妹の岡美代子さんが遺志を継いで闘っている。

# 名張毒ぶどう酒事件 第10次再審請求異議審 ～結論ありきの不当決定～



弁護士 中川 亜美  
なかがわ あみ

2022年3月3日、名古屋高等裁判所刑事第2部は、第10次再審請求異議申立て（異議審）を棄却する不当決定（本決定）をしました。僅か33頁の決定文に対し、弁護士団は約280頁にもわたる特別抗告申立書を提出し、闘いの場は最高裁判所第3小法廷へと移りました。

当審で提出された主要な新証拠の一部とそれに対する裁判所の判断を報告します。

### ことごとく否定された新証拠

まず、封緘紙の裏面の付着物についての鑑定（糊鑑定）は、未開栓の偽装工作を裏付けるものです。毒物混入のために開栓した後に封緘紙を貼り直した場合、「封緘紙の落下場所が犯行場所」とはいえなくなり、確定判決に重大な疑いが生じます。しかしながら、本決定は、弁護団が求める鑑定人の尋問等を行わない一方で、素人的判断で随所に「説明されていない」を繰り返して、鑑定書等の信用性を完全否定しました。

次に、当審では過去に検察が「存在しない」と報告していた供述調書9通が開示されました。うち3通は、「宴会準備時点

た。うち3通は、「宴会準備時点

### 特別抗告へ

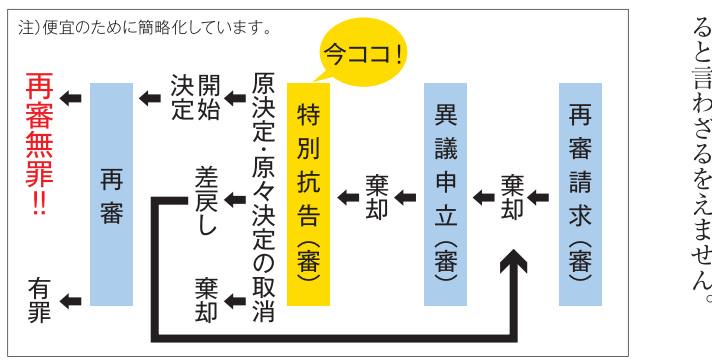
さらには、開示証拠には、ぶどう酒が「油臭い」「石油臭い」という供述もありました。他方で、ニッカリントを入れたぶどう酒とぶどう酒のみを比較して「臭気に変化なし」とする証拠があり、通常のお酒を飲んだことのある人が本場にニッカリント入りのぶどう酒を飲んだのであれば、異口同音に「石油臭い」「油臭い」と違和感を覚えるとは考えられません。従って、この事実から混入された毒物がニッカリ



毒物が混入された葡萄酒のビン（実物）

事実に認定に達したであろうか（合理的な疑いが生じていないか）という観点から新旧全証拠を総合的に判断すべきとするのが最高裁判例です。

### 再審請求にも「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則は適用されます。そして、再審請求が認められる要件である「無罪を言い渡すべき明らか証拠」とは、もし当該証拠が「確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような





税金講座

# インボイス制度の 中止を求めます！



税理士 丸山 良恵  
まるやま よしえ

いよいよ来年10月より消費税のインボイス制度が始まります。

とつていかに重要かわかりになると思います。

## 消費税のポイント

### 「仕入税額控除」

私たちは毎日の買い物で消費税を支払っています。5500円のシャツには500円の消費税が含まれています。この消費税はどうなるのでしょうか？

シャツを売ったA店がこの消費税を国に納めます。ただし500円を納めるのではなく、A店はシャツをB店から4400円で仕入れました。A店は400円の消費税をB店に支払っています。したがってA店が国に納める消費税は500円-400円=100円です。500円から400円を差し引くことを「仕入税額控除」といいます。もしも「仕入税額控除」がなければ500円納めなければならぬわけですから「仕入税額控除」が業者になら

## インボイス制度とは

インボイス制度はこの「仕入税額控除」に条件をつけます。

これまでは、シャツを仕入れたときの請求書を保管し、帳簿にB店から4400円で仕入れたことを記載すれば「仕入税額控除」ができました。しかし、インボイス制度のもとではさらなる条件がつけます。

①仕入先のB店が登録事業者であること。

②B店からの請求書等に登録事業者番号が記載されていること  
とです（登録事業者番号が記載された請求書をインボイスといえます）。

では、登録事業者には誰でもなれるのでしょうか？ 違います。登録事業者になれるのは消費税の課税事業者（※1）のみです。消費税の課税事業者でなければ登録事業者になれず、国から登録事業者番号をもらうこともできません。

B店が登録事業者でなければA店は「仕入税額控除」が使えず、100円の納付で済むところ500円納付しなければなりません。これにより、A店はB店との取引を止めてしまおうでしょう。または、A店はB店に消費税分を値引きさせるかもしれません。

このため、B店はあえて課税事業者の選択をせざるをえずその結果、今までなら納めなくてもよかった消費税を納めなければならぬこととなります。ちなみに、免税事業者が課税事業者を選択することにより予測される税収増は2480億円とされています。

※1 消費税の課税事業者とは、年間の売上が1000万円超の事業者です。  
一方、年間売上1000万円以下で消費税の申告・納税をしなくてもよい事業者を免税事業者といえます。

## インボイス制度の悪影響

2021年11月に日本商工会議所が公表した『消費税インボイス制度』と「バックオフィス業務のデジタル化」等に關する実態調査結果について

（以下、「日商調査結果」という）によると、課税事業者の20・8%が「免税事業者との取引は一切、又は一部行わない」「経過措置（※2）の間は取引を行う」と回答しています。

また、免税事業者の20・3%が課税事業者になる予定と回答し、4%の事業者が廃業を検討していると回答しています。

※2 経過措置：免税事業者からの仕入でも2023年10月から3年間は80%仕入税額控除ができ、さらに3年間は50%控除ができるというものです。

インボイス制度は課税事業者にとつても事務負担の増加をもたらします。

このようにインボイス制度は、事実上、課税事業者になることに追い込むことによって、中小零細企業に大きな負担と混乱をもたらすだけでなく、経営自体を成り立たなくさせるおそれもあります。

## 税理士法人なごや経理事務所移転しました

なごや経理が、6月6日よりビル3階から1階へ移転しました。

今までの倍のスペースになり、相談室も2つ完備しています。また、執務スペースも広くなりました。これからもなごや経理と関係のある方とのご縁を大切に業務を行っていきます。  
(税理士・西村匡史)



詳しくは  
税理士法人  
**なごや経理**  
税理士  
西村・丸山・小鹿  
まで  
TEL 052-451-7747  
FAX 052-451-7748



日本遺産～藍染が風にゆれる町～

# 有松しぼりを訪ねて



〈岡家住宅〉 名古屋市長指定文化財・都市景観重要建築物  
江戸末期に建造され、一棟の建物としては有松で最大級。連子格子・なまこ壁・虫籠窓・塗こめ造りなど重厚な建築形態を今に残している。



弁護士  
兼松 洋子  
かめづみ ようこ

名古屋市緑区有松にある有松・鳴海絞会館の一室をお借りして、毎月第4土曜日に無料法律相談会を開催しています。私と金井弁護士が交互に担当することになり、2か月に1度は有松の町並みを歩く機会に恵まれています。

## 400年の歴史

有松は、人家のない荒地だったところ、1608年(慶長13年)の尾張藩による移住奨励によって拓かれ、最初の移住者が、絞り染めを始めたそうです。東海道の往来者向けの土産物として知れ渡るにつれ、産業として大きく発展し、町並みも拡大したとのこと。このような400年余の歴史を持つ有松の町並みは、2016年に国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、また、2019年には文化庁により「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地」藍染が風にゆれる町「有松」として日本遺産に認定されています。

## 有松紋の浴衣今も大事に

名古屋市内に、このような江戸の情緒と伝統文化を満喫できる場所があることを、私は大学時代(数十年前)に実家が緑区に引っ越したことを契機に知りました。その頃、有松絞

りの浴衣も仕立ててもらい、今も大事に持っています(写真は司法修習生の頃のものです)。様々な絞り製品に親しみながら、ゆるやかに曲がった東海道沿いの町並みをゆったり歩くと、江戸時代の旅人気分を味わえます。また、町並みと伝統工芸を守り、発展させてきた地元の方々への思いも伝わってきます。皆様も是非、歩いてご覧になってはいかがでしょうか。



## 退所のご挨拶

弁護士 水谷 陽子  
みずたに ようこ

2022年5月末日をもって、退所致しました。

友の会の活動や、愛知の様々な市民運動を通じて多くの方たちにお会いでき、とてもお世話になりました。感謝申し上げます。

移籍先(左記)は、性的マイノリティに関する裁判や弁護士会内の活動にとり組んできた先輩弁護士の事務所です。これからは、性的マイノリティの方が安心して相談できる弁護士として精進いたします。

名古屋市長指定文化財・都市景観重要建築物  
ミツレ・フォーリー工法律事務所

TEL 052-96113810

## 友の会企画 秋の有松さんぽと絞り体験のご案内

- 日時/10月30日(日)  
10時名鉄有松駅集合
- 内容/絞り体験と山車会館見学→昼食  
→ガイド付き散策→14時現地解散
- 参加費/5,000円
- 申込は名古屋法律事務所へ  
(定員になり次第締め切り)

※新型コロナ感染状況により中止になる場合があります。



## ゴルフ愛好会

### ゴルフコンペのお知らせ

■と き/9月23日(金・祝)  
■ところ/愛岐カントリークラブ  
※参加ご希望の方は、事務局・榊山までお問い合わせください。  
TEL:052-451-7746

「あらくさ」へのご意見・ご感想をお寄せください。



## ご相談受付

要予約

### 電話・オンライン法律相談のご案内

ご自宅にいながら、弁護士に電話やZoomを使用したオンライン相談が可能です。  
そもそも弁護士に依頼すべき?とお悩みの方も気軽にどうぞ。



# この地に根ざして40年。 あなたに身近な法律事務所



## ■お申し込み・お問い合わせは名古屋法律事務所友の会まで

法律相談は、あらかじめお電話またはホームページの予約フォームでご予約下さい。

愛知県弁護士会所属 弁護士 松本 篤周 弁護士 加藤 美代 弁護士 兼松 洋子  
弁護士 樽井 直樹 弁護士 吉川 哲治 弁護士 酒井 寛  
弁護士 金井 英人 弁護士 中川 亜美 弁護士 小宮 千歩  
名古屋税理士会所属 税理士 丸山 良恵 税理士 西村 匡史 税理士 小鹿 啓子

## ■弁護士法人 名古屋法律事務所 本部事務所 / 名古屋法律事務所友の会

TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749

## ■弁護士法人 名古屋法律事務所 みなと事務所

TEL 052-659-7020 FAX 052-654-7749

## ■税理士法人 なごや経理

TEL 052-451-7747 FAX 052-451-7748

名古屋法律事務所  
ウェブサイト



ホームページ <http://www.nagoyalaw.com> Eメール [info@nagoyalaw.com](mailto:info@nagoyalaw.com)

暑中お見舞い申し上げます。リニューアル第2弾の刊行です。前号の表紙は40周年を記念してお祝いのケーキ。本号では真夏に清涼が感じられるものを、ということで白羽の矢が立ったのが有松絞。そこからはトントン拍子。やっぱり浴衣よね。兄妹が仲良く手を繋ぐ構図。街並みも入れたいな。こうして構想から撮影まで全ページが手前味噌ですが、何とか発行まで漕ぎつけることができました。ご協力を頂きました有松鳴海校会館様、御礼申し上げます。

編集後記